

# 特 別 警 報

資料 1

## （新潟県全域）

令和3年8月30日

**県内全域（全市町村）**を対象として、以下の対策を実施します。

**酒類を提供する飲食店等への  
営業時間短縮の要請**

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

### 1 対象期間

令和3年9月 3日(金)から ※感染状況によっては

令和3年9月16日(木)まで

期間を変更することもあり得る

\*既に要請中の新潟市、長岡市、小千谷市は  
令和3年9月7日(火)から9月16日(木)まで

### 2 対象施設

食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設

#### ①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

#### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

### 3 対象区域

県内全域(全市町村)

### 4 要請内容

にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店以外

→午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時までに限る)

にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)

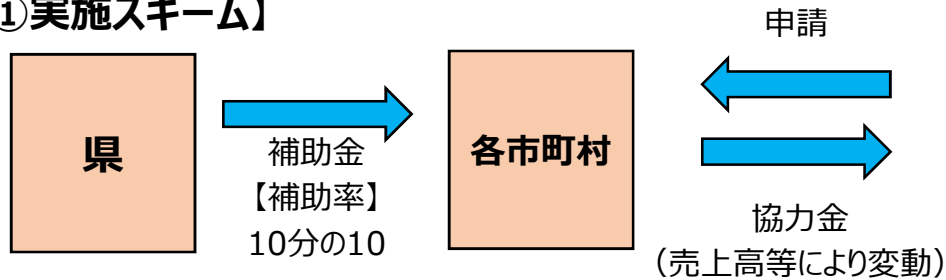
→午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時までに限る)

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全市町村）

県内全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、**令和3年9月3日（金）0時～令和3年9月16日（木）24時<sup>\*</sup>までの間、5時～20時までの営業時間短縮の要請**に感染防止対策を徹底した上で全期間、全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

※新潟市、長岡市、小千谷市：令和3年9月7日（火）0時～令和3年9月16日（木）24時

## 【①実施スキーム】



時短要請区域において、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設<sup>※1,2</sup>を運営し、下記の【②対象となる要件】を満たした事業者

※1 接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）

※2 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

## 【②対象となる要件】

◎ **令和3年9月2日(木)以前から開業しており、令和3年9月3日(金)0時～令和3年9月16日(木)24時<sup>\*</sup>の期間中に5時～20時までの営業時間短縮（酒類提供は19時まで）に全面的に御協力いただくこと。**

※新潟市、長岡市、小千谷市：令和3年9月7日（火）0時～令和3年9月16日（木）24時

**ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト(新型コロナウイルス感染防止対策認証制度)」の認証店（申請中の店舗を含む）で通常の営業時間が21時を超える方は、21時までの営業時間短縮（酒類提供は20時まで）。**

※業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。

※従前より、5時～20時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。

※新潟市、長岡市、小千谷市においては、前回（R3.8.24～9.6）の要請に応じられなかった方についても、今回の要請に協力いただければ協力金を支給します。

## 【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×14日間となります（新潟市、長岡市、小千谷市は1日単価×10日間）。

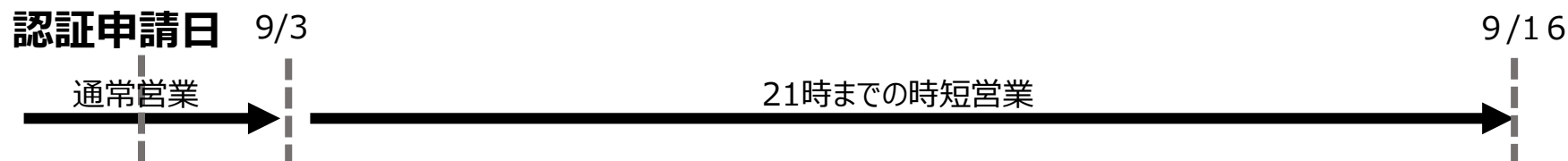
# 協力金の支給対象について

## <支給対象者>

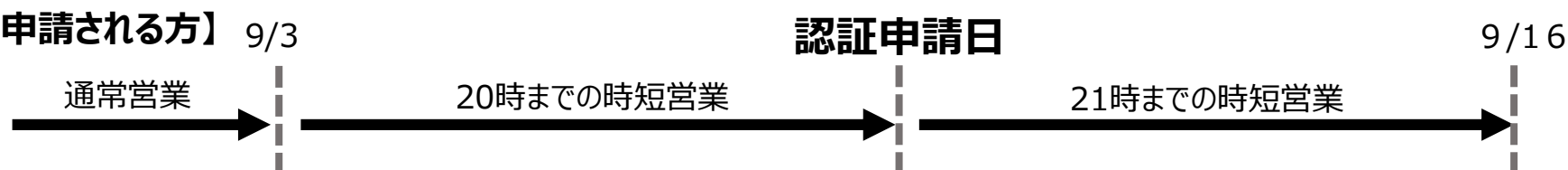
通常の営業時間	認証店以外	認証店（申請中含む）
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業	20時までの時短営業
21時を超えた営業		21時までの時短営業

## <認証店の考え方>

### 【認証店（申請中を含む）】



### 【これから認証申請される方】



### 【お願い】

ホームページから、「にいがた安心なお店応援プロジェクト（新型コロナウイルス感染防止対策認証制度）認証申請中」の貼紙をダウンロードし、申請日を記入の上、店頭に掲示してください。

○認証申請については、こちらから  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

### 【お問い合わせ先】

にいがた安心なお店応援プロジェクト 事務局  
電話番号：025-240-5330  
※受付時間 午前9時15分から午後4時45分まで（土日祝日含む）

